

電気学会 CPD 認定技術者制度規程

(総 則)

第1条 本規程は、会員を対象とした電気学会 CPD 認定技術者制度について定める。

(目 的)

第2条 学会では電気技術者の継続研鑽の一環とし CPD(Continuing Professional Development; 継続研鑽)支援制度に取り組んでいる。そこで、一定の条件を満たした CPD を実施している技術者に電気学会 CPD 認定技術者 (以降、「CPD 認定技術者」と言う) の認定資格を付与し、技術力の現在価値証明及び資格取得によるメリットを与え、より一層の研鑽意欲と技術力向上を促すことを目的とする。

(資 格)

第3条 学会の会員で、CPD ポイントが連続した5年間で250ポイント以上を取得した者を対象とする。ただし、電気学会入会后5年未満の会員は対象外とする。

(CPD 登録会員)

第4条 CPD 登録会員とは、付1「CPD 登録会員利用規約」の手続きに則って登録を行った会員を言う。
2 CPD 登録会員は、「電気電子・情報系 CPD 実施記録証明書」の発行を受けることができる。

(申 請)

第5条 申請は、CPD ポイントが連続した5年間で250ポイント以上になった時点で「電気電子・情報系 CPD 実施記録証明書」(5年間分)を出力し、エビデンスを添えて教育関係事業の担当箇所(以降、「事務局」と言う)に申請する。

第6条 原則として自己申請とする。

(審 査)

第7条 CPD 認定技術者の資格審査は、「電気電子・情報系 CPD 実施記録証明書」(5年間分)に基き行う。ただし、連続した5年間で250ポイント以上になった時点の証明書であること。

第8条 事務局は、当該申請内容を確認し、CPD 部会に内容審査を依頼する。

2 申請時点で、内容に疑義がある場合は、事務局より CPD 部会に内容審査を依頼する。

第9条 資格審査委員会は、技術者教育委員会がその任にあたる。

2 技術者教育委員会は、申請内容の適正を確認し認定を行う。
その結果は総務会議に報告する。

(資格授与方法等)

第10条 CPD 認定技術者の認定を受けた会員に対しては、会長による資格の認定書を授与するとともに、学会誌ならびに電気学会ホームページに名前を記載する。電気学会 CPD 認定技術者の資格は、5年毎に更新手続きを要する。

2 更新時に過去5年間累積で250ポイント以上の条件を満足しない場合は、CPD 認定技術者の資格は、失効する。

3 更新申請は、有効期限2ヶ月前までに行う。

4 CPD 認定技術者は、資格の1つとして経歴に載せられ、名刺にも記載できる。

(手数料)

第11条 証明書発行手数料等は、以下による。

CPD 実施記録証明書発行手数料：500 円

認定証発行手数料・更新手数料：500 円

(付 則)

1. 平成21年12月9日，理事会にて承認制定。
2. 本規程は，平成21年12月9日より実施する。
3. 【経過処置等】
平成21年度より準備出来次第開始するが，当初5年間は過去5年間のCPDデータを遡って登録申請できるものとする。
4. 平成26年5月8日，理事会において一部改正。
5. 令和7年10月3日，理事会において一部改正。